

## 子どもの貧困に関する実態把握のための調査(アンケート)の実施について(案)

### 1. 目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)及び同法第 8 条に基づき策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、本市の地域の状況に応じた「(仮称)新潟市子どもの貧困対策推進計画」を策定するため、実態調査(アンケート)を実施するもの。

### 2. 内容

#### (1) 全体アンケート(市全体の子ども<sup>1</sup>の生活状況や貧困の実態把握のための調査)

- 対象世帯：0～24 歳未満の子ども・若者がいる世帯 4,000 世帯

##### 対象世帯について

法令上、「子どもの貧困率」にかかる対象年齢は 18 歳未満(児童年齢)と示されているが、貧困を含め、様々な課題を抱える子どもの現状として、施設退所後や学校卒業後までの継続支援が必要な実態がみられることから、大学卒業後就業年齢までの若者を含めた生活実態を把握するため、調査対象年齢を 24 歳未満に設定。

- 調査項目：

新潟県調査項目を基本として、国指標見直しの方向性等に配慮し、必要項目を追加

##### 新潟県調査項目に追加する項目

- 平成 29 年 3 月 31 日付で内閣府より示された「子どもの貧困に関する指標の見直しにあたっての方向性について」において、「現行指標に追加すべき新たな指標の例」が示されたため、学習習熟度や健康・生活習慣、社会とのつながりなど項目について、必要項目を追加。
- 子どもの年齢区分ごとの傾向把握が可能となるよう、子どもの年齢・就学状況などの基本項目を追加。

#### (2) 対象者アンケート(ひとり親世帯の保護者と子どもの意見を把握するための調査)

- 対象世帯：児童扶養手当受給世帯の保護者 1,000 人  
 // 子ども(中学生・高校生) 1,000 人

##### 対象者について

「子どもの貧困対策に関する大綱」では、施設入所、生活保護、ひとり親世帯など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示されている。そのうち、関係者へのヒアリング調査等では生活実態が把握しづらいひとり親世帯の保護者・子どもの意見について調査する。

なお、生活保護受給世帯や施設入所児童については、関係者へのヒアリング調査を実施する予定。

○ **調査項目：**

**全体アンケートの調査項目を基本として、国指標及び指標見直しの方向性等に配慮し、必要項目を追加**

**全体アンケートに追加する項目**

- 国大綱に掲げる 25 の指標のうち、市の傾向が把握できなかったひとり親家庭の進学・就職率に関する項目を追加。
- 「現行指標に追加すべき新たな指標の例」として示されたひとり親家庭の指標（相談相手が欲しい、正規雇用、養育費の取り決め・受取の有無）に関する項目を追加。

**(3) 支援団体等調査(支援関係者へのヒアリング調査)**

- **対象施設等**：20 団体程度(学校・福祉関係者、児童養護施設等)

○ **調査項目：**

**新潟県のヒアリングシートを参考として、具体的事例、子どもの生活状況や課題、必要な支援内容等につき、聞き取り調査を実施。**